

## 福井市妊産婦、乳児健康診査及び新生児聴覚検査実施要領

### (目的)

第1 この要領は、母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）第9条から第10条、第13条から第14条及び「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」（平成8年11月20日付児発第934号厚生省児童家庭局長通知）並びに「福井市母子保健等事業の実施の方法等を定める要綱」（以下「要綱」という。）に基づき実施する妊産婦、乳児の健康診査及び新生児聴覚検査（以下「健康診査等事業」という。）について必要な事項を定める。

### (健康診査等事業)

第2 健康診査等事業の種類及び実施内容については次の各号に掲げるものとする。

#### (1) 妊婦一般健康診査

妊婦一般健康診査は、個別方式（医療機関等健診）とし、検査等の内容は時期ごとに次表に掲げる内容とする。ただし、健診回数については一人につき14回以内とする。

時期	健診項目	健診回数	検査等内容
初期	基本的な妊婦健康診査	4回	(ア) 健康状態、定期検査、保健指導 (イ) 血液検査
	妊娠初期検査	(1回)	血液型、血算、血糖、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、HIV抗体価検査、梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体価検査
	超音波検査	(2回)	(ウ) 子宮頸がん検診：細胞診
中期	基本的な妊婦健康診査	6回	(ア) 健康状態、定期検査、保健指導 (イ) 血液検査
	諸検査	(1回)	血算、血糖、B群溶血性レンサ球菌検査（GBS） (ウ) ヒト白血球ウイルス－I型（HTLV-1）抗体検査 (エ) 性器クラミジア検査
	超音波検査	(1回)	
後期	基本的な妊婦健康診査	4回	(ア) 健康状態、定期検査、保健指導 (イ) 血液検査
	諸検査	(1回)	血算
	超音波検査	(1回)	

(2) 妊婦が多胎妊婦の場合、前項第2条（1）の規定にかかわらず、5回を上限とした回数を加えた回数の妊婦一般健康診査を受けることができる。その項目は、基本的な妊婦健康診査の内容とする。

#### (3) 産婦一般健康診査

産婦一般健康診査は、個別方式（医療機関等健診）とし、検査等の内容は次表に掲げる内容とする。

健康診査種類	健診回数	検査等内容
産婦健康診査	1回	(ア) 問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等） (イ) 診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等） (ウ) 体重・血圧測定 (エ) 尿検査（蛋白・糖） (オ) 精神状態の把握ができる質問票を用いた問診及び保健指導

#### (4) 乳児一般健康診査

乳児一般健康診査は、個別方式（医療機関等健診）とし、次表に掲げる内容とする。

健康診査種類	検査等内容
1か月児健康診査	(ア) 身体計測
4か月児健康診査	(イ) 問診及び診察（発育栄養状況、精神運動機能の発達、疾病又は異常）
10か月児健康診査	(ウ) その他（保護者の養育態度及び精神的に不安定な状況、児童虐待・家庭環境にも配慮） (エ) 1か月児健康診査においては新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査、ビタミンK <sub>2</sub> 投与実施状況の確認

#### (5) 新生児聴覚検査

新生児聴覚検査は、個別方式（医療機関等検査）とし、次表に掲げるものとする。

時期	検査項目	検査等内容
生後3日以内	初回検査	自動聴性脳幹反応検査（自動 ABR）又は耳音響放射検査（OAE）
おおむね生後1週間以内	確認検査	初回検査でリファー（要検査）となった場合のみ再検査を行う

（対象者）

第3 健康診査事業の対象者は、原則として市内に居住地を有する次表に掲げる者とする。

健康診査種類	対象者
妊婦一般健康診査	妊婦
産婦一般健康診査	出産後2か月に達するまでの産婦
1か月児健康診査	生後27日から生後6週に達するまでの児
4か月児健康診査	生後4か月から7か月に達するまでの児
10か月児健康診査	生後10か月から1歳1か月に達するまでの児
新生児聴覚検査	検査日において市内に居住地を有する母が出産した児

（実施方法）

第4 第2に掲げる事業は個別方式（医療機関等健診）で実施することとする。

2 受診者は、実施機関に対し次の受診票を提出するものとする。

- (1) 妊産婦一般健康診査及び乳児一般健康診査（1か月児健康診査）の受診については、市が交付する受診票
- (2) 乳児一般健康診査（4か月児健康診査及び10か月児健康診査）の受診については、市が交付する受診票
- (3) 新生児聴覚検査の受診については、市が交付する受診票

(実施機関等)

第5 第2の健康診査事業の実施機関については、次表に掲げる実施機関とする。

健康診査等の種類	実施機関	備考
妊婦一般健康診査	医療機関、助産所	実施予定人員は、医療機関、助産所の受け入れ可能数
産婦一般健康診査	医療機関、助産所	
乳児一般健康診査	医療機関	
新生児聴覚検査	医療機関	

(経費等の負担)

第6 健康診査事業にかかる経費等の負担については、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 妊婦一般健康診査受診に伴う費用及び負担額は免除。
- (2) 産婦一般健康診査受診に伴う費用及び負担額は免除。
- (3) 乳児一般健康診査受診に伴う費用及び負担額は免除。
- (4) 新生児聴覚検査に伴う費用及び負担額は免除。
- (5) 「第2 第1号、第3号、第4号及び第5号」の健康診査等を県外にて受診し、次表の要件を満たす者は、当該費用について申請により助成を受けることができる。

対象者	原則として現に住民基本台帳法における住所を有するものとする。
対象健診内容	「第2 第1号、第3号、第4号及び第5号」と同等水準の健康診査等（医療保険の適用を受ける検査を除く）。
対象健診回数	妊婦一般健康診査は、14回（多胎妊婦の場合は19回）から当該対象者が既に県内において受診した回数を控除した回数を上限とする。
助成金の額等	受診した当該年度の健康診査等契約単価を上限とする。
助成申請期間	原則として一般健康診査及び新生児聴覚検査を受診した日から1年を経過する日に属する月の末日まで。

(健康診査結果の通知等)

第7 実施機関は、「第2 第1号から第5号」の健康診査等の結果について、すみやかに受診者に知らせるとともに、母子健康手帳に記載するものとする。

(再度の通知等)

第8 乳児一般健康診査（4か月児健康診査及び10か月児健康診査）の受診について、市は通知

した健康診査実施月に受診がなされなかった場合、再度受診の通知を行う。

- 2 前項の通知においても受診がなされない乳児については、保健師等が乳児の家庭等を訪問等することにより、乳児の発育状況を把握する。

(健康診査の事後指導等)

第9 実施機関は、健康診査の結果により事後指導が必要と判断される妊産婦、乳児について市に連絡するものとし、市は連絡のあった妊産婦、乳児について訪問等により状況を把握し、必要な保健指導等を行うこととする。

- 2 本事業において、虐待等が疑われる児を把握した場合は、関係機関等との連携を図り、必要な見守りや支援を行なうこととする。

(秘密保持)

第10 実施機関は、本事業の実施において知り得た受診者の個人及び健診情報を市及び受診者以外に漏洩してはならない。ただし、市が予め受診者の同意を得て指定する者と共同利用する場合は除くものとする。

(本人からの請求に基づく情報開示)

第11 第5条の規定に基づき福井市の委託を受けて実施機関が実施した健康診査について、実施機関がその健康診査の結果に係るデータを有している場合には、実施機関は、健康診査の受診者本人の請求に基づき、福井市を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

- 2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、実施機関が受診者本人から徴収するものとする。

(協議)

第12 本事業において、この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合はその都度協議のうえ決定するものとする。

附則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。